

福岡市動物の愛護と管理推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市における「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うため、「福岡市動物の愛護と管理推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は以下の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 動物愛護等に関する法人
- (3) 動物愛護団体
- (4) ペット関連事業者団体
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が認める者

3 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会には、会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、全委員の互選によって決める。

6 市長は、協議会を招集し、主催する。

7 副会長は、会長に事故ある時はその職務を代理する。

8 市長は、必要に応じて協議会に構成員以外のものの参加を認めることができる。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 本市の「動物の愛護及び管理に関する施策」に関する事項
- (2) 「福岡市動物愛護管理推進実施計画」（平成21年4月策定）の各施策の検証と見直しに関する事項
- (3) その他本市における「動物の愛護及び管理」に関する事項

(会議の公開)

第4条 協議会は、原則、公開とする。ただし公開することにより、当該協議会の適正な議事進行に支障が生じると認められるときは、この限りでない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は福岡市保健医療局生活衛生課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年12月11日から施行する。

なお、福岡市動物の愛護と管理推進協議会設置要綱（令和6年4月17日）は、廃止する。